資料８

利用適正化計画の改定について

➢ Ｐ７　２．利用の適正化を図るための基本方針

（３）自然環境の保護及び管理に関する基本方針

＜変更方針＞

ヒグマの生態かく乱の低減に向けては、ヒグマ活動期以外の期間での対策も求められる他、利用機会の確保や利用環境向上も念頭に置いた適切な利用者管理、巡視等によるヒグマの行動や食性等の生態の把握や、遊歩道・高架木道等の適切な施設管理を行う必要がある。

＜変更内容＞

第 4 期計画（新） ※赤字：昨年度協議　※青字：今年度協議(案)	第 3 期計画（旧）
（３）自然環境の保護及び管理に関する基本方針 地上歩道の原生的な自然の保護を図るため、利用人数の調整を行うとともに、利用ルールの遵守を徹底します。 ヒグマ活動期の地上歩道の利用は、知床五湖登録引率者により引率された団体利用のみとします。 適切な利用者管理、ヒグマの生態把握及び施設管理等を行うことで、ヒグマと人のあつれきを予防し、ヒグマの生態を攪乱することのないようにします。また、人慣れの進行したヒグマへの対処は、「知床半島ヒグマ管理計画」に基づき対策を実施します。 高架木道の利用についても、ヒグマ等野生動物への餌付け等がなされた場合は地上歩道と同等の問題が生じ、自然公園法でも禁止されていることから、食べ歩きや餌付け等の禁止について周知を徹底します。	（３）自然環境の保護及び管理に関する基本方針 地上歩道の原生的な自然の保護を図るため、利用人数の調整を行うとともに、利用ルールの遵守を徹底します。 ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、知床五湖登録引率者により引率された団体利用のみとすることにより、利用者の不適切な行動により、ヒグマの生態を攪乱することのないようにします。また、人慣れの進行したヒグマが住宅地に出没することのないよう、「知床半島ヒグマ管理計画」に基づき対策を実施します。 なお、高架木道の利用についても、ヒグマ等野生動物への餌付け等がなされた場合は、地上歩道と同等の問題が生じることから、食べ歩きや餌付け等の禁止について周知を徹底します。

➢ P11　５　立ち入り認定の手続きに関する事項

（１）認定基準

＜変更方針＞

ツアー枠数だけでなく、ツアー枠の配置や枠の種類（当日枠、団体枠、プライベート枠等）の変更も段階的に行っていく方針であるため。また、昨年度案では安全面と運用面への留意と記載していたが、利用面についても留意する必要がある他、留意だけでなく検証をする必要があるため。

また利用者数の上限については、昨年度協議で 700 人としていたが、小ループ試行事業計画（第二期）やヒグマの人馴れ等の新たな課題を考慮して、今年度協議案として 600 人へと変更する。

＜変更内容＞

第 4 期計画（新） ※赤字：昨年度協議　※青字：今年度協議(案)	第 3 期計画（旧）
５　立ち入り認定の手続きに関する事項 （１）認定基準 利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。 ①ヒグマ活動期の基準 ○（略） ○（略） ○１時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は12チーム（知床五湖登録引率者を含む）までとし、１日あたりの利用者数の上限は 600 人（知床五湖登録引率者を含む）までとします。 ○上記 600 人のうち概 200 人程度を小ループのツアーに割り当て、小ループの利用の充実を図ることとします。 ○ツアー枠数拡充等の小ループのツアー枠設定については、関係者で作成する、ツアー枠設定の方針並びに安全面、運用面及び利用面での検証方針等を盛り込んだ事業計画に基づき、段階的に変更することとし、登録引率者審査部会において実施の可否を判断するものとします。 ○利用の平準化を図るため、各ルートで概ね 10 分ごとに１チームの立ち入りとします。	５　立ち入り認定の手続きに関する事項 （１）認定基準 利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。 ①ヒグマ活動期の基準 ○（略） ○（略） ○１時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は7チーム（知床五湖登録引率者を含む）までとし、１日あたりの利用者数の上限は 500 人（知床五湖登録引率者を含む）までとする。 ○利用の平準化を図るため、各ルートで概ね 10 分ごとに１チームの立ち入りとする。

➢ **その他の利用適正化計画の改定事項**

- 文章の簡素化、分かりやすい表現への変更【全体】
- データの更新【全体】
- 自然公園法改正（野生動物への餌やり、つきまといの禁止）の内容を反映【１．（１）②】
- 世界遺産地域管理計画（改定手続き中）を反映【１．（１）②】
- アフターコロナの利用者の構造変化を記載【１.】【１．（２）②】
- 踏圧による植生荒廃からの回復状況に加え、外来植物の侵入状況についてもモニタリングすることを明記【１．（２）①】【４．（２）】
- 高架木道の計画的な更新について記載【２．（４）】

※昨年度協議では、「５.立ち入り認定の手続きに関する事項（３）注意事項（利用ガイドライン）」を併せて改定予定であったが、今回の計画改定では見送ることとする。